

別表中		二十 専用県印		第一号		第二号		第三号		第四号	
二十一 機関の印	第一号	鳥 取 県	何 專 用	鳥 取 県	何 專 用	鳥 取 県	何 專 用	鳥 取 県	何 專 用	鳥 取 県	何 專 用
鳥取県何所(機関名)印	三〇ミリメートル平方	横一五ミリメートル	縦二一ミリメートル	だ円形	二一ミリメートル平方	主務課長	機関の長	主務課長	機関の長	主務課長	機関の長
機関の長	え承認用	小型証明書類又は各種証明書等の書きか	を								

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可	41.9.24	鳥取県公報	発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県
昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可			
毎週火曜日及び 金曜日発行			
(定期1部1冊300円(税込)をもとむ。)			
訓 令			
鳥取県訓令第十一号			
鳥取県公印規程の一部を改正する訓令			
次のように定める。			
昭和四十一年九月二十日			
鳥取県知事 石破二朗			
鳥取県公印規程の一部を改正する訓令			
鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号)の一部を			
次のように改正する。			
第五条の三に次の一号を加える。			
四 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第百三十一号)に基づく生産			
物審査証明書			

(第三種郵便物認可) 昭和41年9月23日 火曜日 鳥取県公報 第3769号

二十 専用県印	取 印	専用
第一号	鳥 県 何	主務課長
二十一ミリメートル平方	機関の長	小型証明書類証明用又は小型証明書類以
第三号	鳥 取 県	だ円形
二十二機関の印	長方形	縦 二一ミリメートル
第一号	縣 部 印	横 一五ミリメートル
二十二機関の印	縦 五ミリメートル	機関の長
第一号	取 課 印	外の各種証明書類の書き換え承認用
三〇ミリメートル平方	主務課長	小型証明書類の承認又は訂正用
機関の長	機関の長	
三〇ミリメートル平方	主務課長	
機関の長	國費事務課用	
この訓令は、昭和四十一年九月三十日から施行する。	附 則	

鳥取県知事 石 破 二 朗	
実施する試験	学科試験
学科試験の実施期日及び実施場所	時計修理工、建築大工、鋼工、昭和42年3月12日 鳥取市及び米子市
職種 実施期日 実施場所	時計修理工、建築大工、鋼工、昭和42年3月12日 鳥取市及び米子市
3 受検申請の手続	
(1) 提出書類	ア 2級技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
4 学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面	
(2) 提出先	鳥取市東町1丁目 鳥取県商工労働部職業安定課
(2) 受付期間	昭和41年10月11日(火)から昭和41年10月15日(土)まで
(4) 受検申請に関する注意	ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。
ア 申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の裏面に「2級技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、15円切手をはつたもの)を同封すること。	
イ 申請書を郵送する場合又は申請書及び試験の免除を受けようとする場合においてその免除を受けることができるなどを証する書面	

(第三種郵便物認可)

昭和41年9月20日 火曜日 鳥取県取扱公報 第3769号

7 鳥取市本木町1丁目	小林 谷
8 岩美郡因幡町大字麻生1丁目	長山 岩
9 八頭郡八頭町大字田町1丁目1番	沢 田
10 八頭郡八頭町大字南方四〇八	米 藤
11 八頭郡八頭町大字三郷四〇五	中 広
12 八頭郡八頭町大字中原1丁目	早 石
13 八頭郡八頭町大字小堀田1番	川 賀
14 飯高郡若狭町大字小堀田1番	木 沢
15 飯高郡若狭町大字大庭1九一	井 川
16 東伯郡関金町大字堺1丁目1九四	崎 田
17 東伯郡北条町大字曲水丸1	河 井
18 東伯郡大栄町大字妻波1丁目6〇	木 木
19 東伯郡大栄町大字妻波1丁目6〇	沢 田
20 東伯郡東伯町大字八橋1丁目6	川 賀
21 東伯郡東伯町大字上戸1丁目6	川 村
22 東伯郡東伯町大字長堀1丁目6	口 松
23 鳥取市源三町 熊谷銀嶺坂	松 井
	道 直

(第三種郵便物認可)

昭和41年9月20日 火曜日 鳥取県取扱公報 第3769号

を郵送する場合は、これらを同封のうえ、書留郵便とし、封筒の表面に「2級技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付けける。
4 受検手数料及びその納付方法等
(1) 学科試験の手数料 500円
(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を申請書にはつて納付すること。この場合、鳥取県収入証紙に消印をしないこと。
なお、学科試験の全部の免除を受けようとする場合は、手数料の納付を要しない。
(3) その他 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも手数料は返還しない。
5 合格者の発表等 (1) 学科試験の合格通知 学科試験の合格者に対しては、昭和42年4月下旬に書面で通知する。
(2) 技能検定合格者の発表 技能検定の合格者の氏名を昭和42年4月下旬に鳥取県公報で公告するほか、合格者に合格証明書を交付する。
6 その他 2級の技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせること。

鳥取県知事 石 破 二 朗		
1 試験の種類、科目及び時間	高压ガス製法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和41年度下期高压ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。	
試験の種類	高压ガスの取扱いに関する法令	
(1) 高圧ガスの取扱いに関する法令	9.00~10.30	
丙酸化水素主任者試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用 化学及び基礎的な機械工学	
丙酸化水素主任者試験	10.40~12.40	
第3種冷凍機械主任者試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安 管理の技術	
第3種冷凍機械主任者試験	13.30~15.00	
第3種冷凍機械主任者試験	高压ガスの取扱いに関する法令	
第3種冷凍機械主任者試験	9.00~10.30	
第3種冷凍機械主任者試験	冷凍のための高压ガスの製造に必要な基 礎的な保安管理の技術	
第3種冷凍機械主任者試験	10.40~12.10	

2 試験の期日及び場所	
(1) 試験の期日 昭和41年11月27日(日曜日)	
3 受験手続	

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工指導課に提出すること。
(1) 受験願書
高压ガス作業主任者試験及び高压ガス販売主任者試験規則(昭和41年通産省令第54号。以下「規則」という。)別表第2の様式によること。
(2) 履歴書

規則別表第4の様式によること。

(3) 写真

手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像でその裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。

(4) 受験手数料及びその納付方法

ア 受験手数料 700円

イ 納付方法 アにて記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験料の上部にはりつけること。この場合消印をしないこと。

4 受験願書の提出期間

昭和41年10月1日から昭和41年10月12日まで

5 受験票

受験願書を提出したものには、受験票を交付する。

昭和41年9月20日 火曜日 鳥取県報公報

第3769号

41.9.30

鳥取県立境水産高等学校

毎週火曜日及び
金曜日発行

当該休日は、
当該日と同

鳥取県告示第448号
銅材の品質改善に関する法律(昭和三十八年法律第三十五号)第十一
条第一項の規定に基づき昭和四十一年六月及び七月に収集した銅材の分析

検査の結果を、同法第四条の規定によるものとおもと承認する。
昭和四十一年九月二十四日

鳥取県知事 石 勝 一郎

昭和四十一年九月二十四日

白バウ鋼株有限公司

昭和四十一年九月二十四日

白バウ鋼株有限公司